

## 保険給付の名称について

【事例1～6】で示した、労災保険と船員保険における保険給付の名称を以下に示します。詳細な内容については、労災保険については労働基準監督署へ、船員保険については全国健康保険協会船員保険部へお問い合わせください。

		労災保険	船員保険
治療する場合〔事例1〕		療養（補償）給付	給付無し
休業した場合〔事例2〕	1～3日目	給付無し	休業手当金（注）
	4日目以降	休業（補償）給付	休業手当金（上乘せ給付）
		傷病（補償）年金	障害年金（上乘せ給付）
死亡した場合〔事例3〕		遺族（補償）給付（年金）	遺族年金（上乘せ給付）
		遺族（補償）給付（一時金）	遺族一時金（上乘せ給付）
		葬祭料	給付無し
後遺障害が残った場合〔事例4〕		障害（補償）給付（年金）	障害年金（上乘せ給付）
		障害（補償）給付（一時金）	障害手当金（上乘せ給付）
介護が必要な場合〔事例5〕		介護（補償）給付	給付無し
行方が不明となった場合〔事例6〕		給付無し	行方不明手当金

矢印で結ばれた給付同士は、上乘せ給付の関係です。（説明は後述）労災保険分は労働基準監督署へ、上乘せ給付の船員保険分は全国健康保険協会船員保険部へ請求してください。

（注）休業手当金とは、統合前における休業補償金のことです。

## 船員保険の主な独自給付について

以下の保険給付は、船員保険のみから給付されます。請求については、全国健康保険協会船員保険部へ請求してください。

- **休業手当金**
  - ・ 船員が仕事又は通勤によりケガ又は病気にかかった場合に、仕事を休んだ期間分（休業1～3日目、4日目～4か月目等）給付されます。
  - ・ 休業1～3日目までの補償については、本保険給付により請求することとなります。
- **行方不明手当金**
  - ・ 船員が仕事により行方不明となり、その期間が1か月以上である場合に、一定額が給付されます。